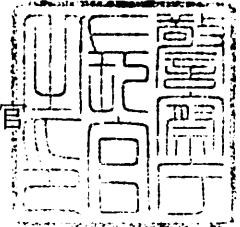


行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警察 庁 長 官



平成24年3月26日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

- 不開示決定とした行政文書の名称
平成18年度情報公開法改正協議（行政文書ファイル管理簿：長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長分）に綴られた文書
- 不開示とした理由
上記1に記載の行政文書については、当庁において作成又は取得していないため保有しておらず、文書不存在であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 連絡先

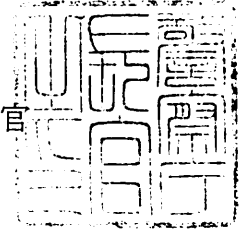
この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開係
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 小嶋
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警察 庁 長 官



平成24年3月26日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

平成19年度情報公開法改正協議（行政文書ファイル管理簿：長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長分）に綴られた文書

2 不開示とした理由

上記1に記載の行政文書については、当庁において作成又は取得していないため保有しておらず、文書不存在であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

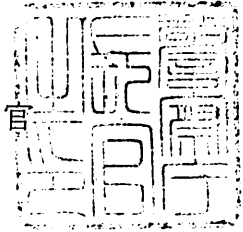
- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開係
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 小嶋
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 様

警察 庁 長 官



平成24年3月26日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

平成20年度情報公開法改正協議（行政文書ファイル管理簿：長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長分）に綴られた文書

2 不開示とした理由

上記1に記載の行政文書については、当庁において作成又は取得していないため保有しておらず、文書不存在であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

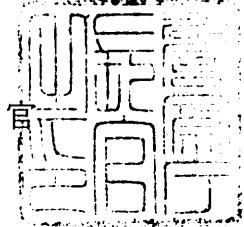
- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公関係 ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 小嶋 ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 様

警察庁長



平成24年3月26日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

平成21年度情報公開法改正協議（行政文書ファイル管理簿：長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長分）に綴られた文書

2 不開示とした理由

上記1に記載の行政文書については、当庁において作成又は取得していないため保有しておらず、文書不存在であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

・担当係 警察庁長官官房総務課情報公関係 ・電話番号 03(3581)0141 内線2188

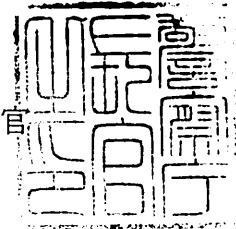
・担当者名 小嶋 ・FAX 03(3581)6840

・E-mail koukai@npa.go.jp

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警察 庁 長 官



平成24年3月28日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称
平成23年度情報公開法改正協議（行政文書ファイル管理簿：長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長分）に綴られた文書

2 不開示とした理由
上記1に記載の行政文書については、当庁において作成又は取得していないため保有しておらず、文書不存在であることから不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開係
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 小嶋
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp